

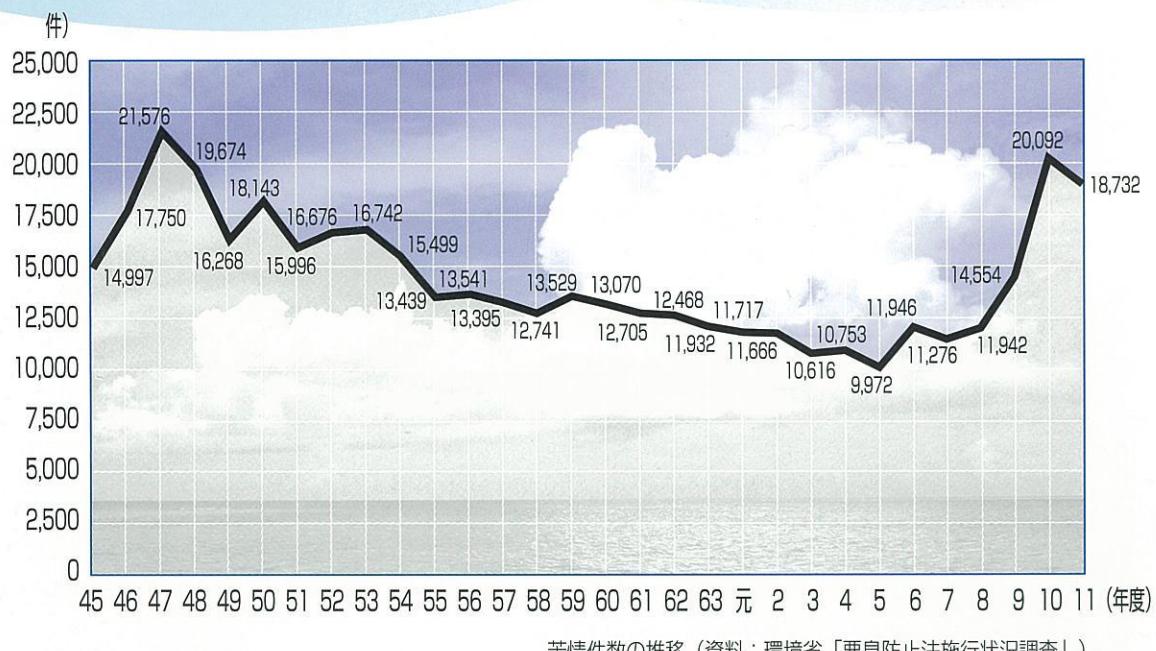
悪臭防止法に定める

臭気指数制度導入の すすめ



悪臭問題は古くて新しい問題です

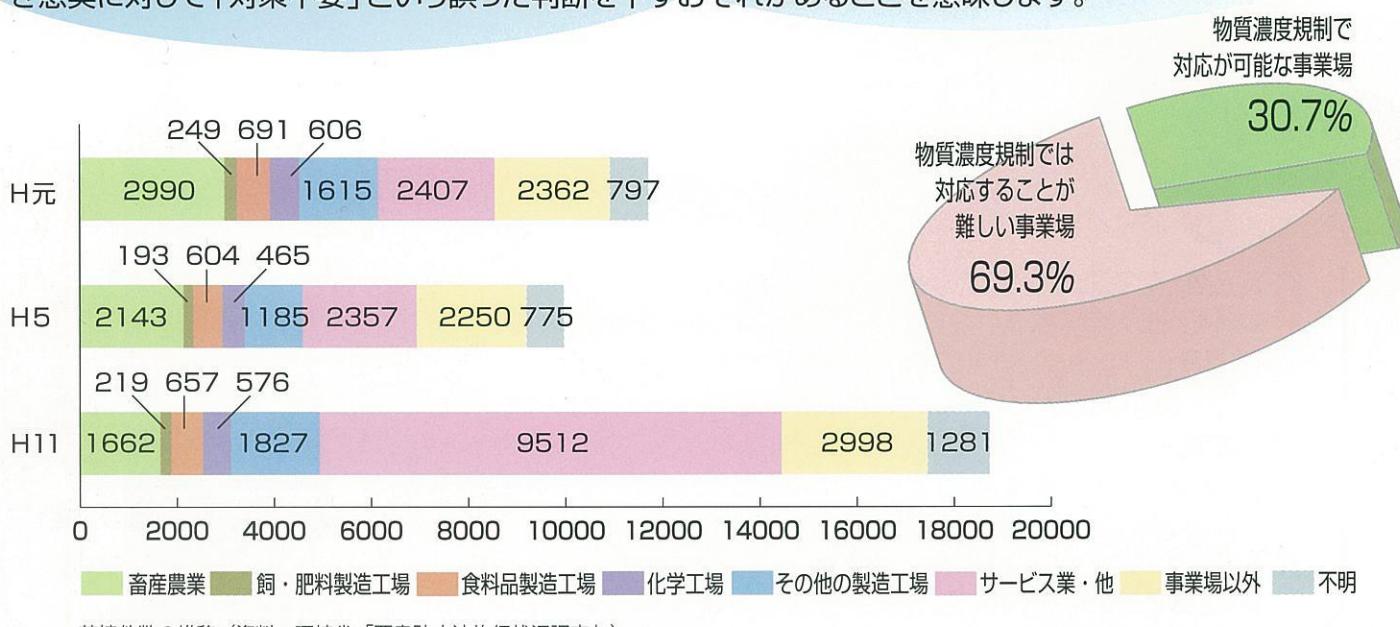
悪臭に関する苦情件数は昭和47年度をピークに概ね減少傾向にありました。近年急激に増加しており、平成10年度には20,092件と昭和47年度に次いで史上2番目の苦情件数を記録しています。このように、悪臭問題は依然として大きな問題となっており、実際、大気汚染、騒音、水質汚濁などの他の典型公害と比較してもその苦情件数の多さは目立っています。(平成10年度は7大公害中、大気汚染に次いで2位)



苦情件数の推移（資料：環境省「悪臭防止法施行状況調査」）

新しい臭気対策が必要です

最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や工場からの悪臭への苦情が減少している一方で、飲食店などのサービス業からの悪臭やいわゆる都市・生活型と呼ばれる身の回りから発生する悪臭への苦情が急激に増加しています(下グラフ)。このような臭気はその発生源が多様であるため、悪臭防止法制定時からの規制手法である特定の悪臭物質(現在は22物質を指定)の濃度に着目した規制で対応できるのは、全体のわずか30%にすぎません(平成元年は65%)。このことは、本来規制されるべき悪臭に対して「対策不要」という誤った判断を下すおそれがあることを意味します。



コラム・1

悪臭防止法の体系

規制対象

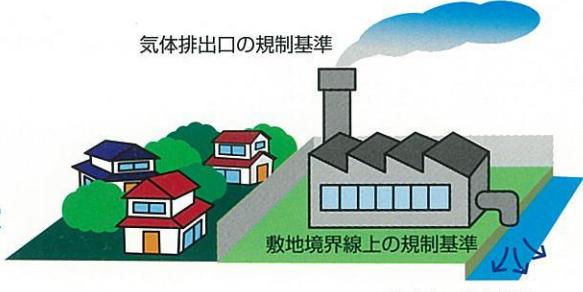
規制地域内の全ての工場・事業場が対象
 ▶ 都道府県知事、政令指定都市、中核市及び
 特例市の長（以下「都道府県知事等」）が指定

規制基準

- 1.特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度
 または
- 2.臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）
 ▶ 「都道府県知事等」が「1.または2.どちらかの規制手法」により右図の「3つの規制基準」を定める。

規制

改善勧告、改善命令はともに市町村長が発動する。命令に違反した者は罰則が科せられる。



排出水の規制基準

悪臭規制の切り札は臭気指数制度です

臭気を総体としてとらえる臭気指数規制では、特定悪臭物質からの臭気の他に、物質濃度による規制では捕捉できない複合臭や未規制物質による臭気も捕捉することができるという特徴があります。

一方、近年増加している都市・生活型の悪臭はそのほとんどが複合臭であるということ、そして、一説には40万あるといわれる臭気物質のうち特定悪臭物質として規制対象となっているのはわずか22物質であること、さらには下表のメリットも考え合わせると、

今後の悪臭問題の解決には、臭気指数制度の導入が極めて重要であるといえます。

- ◆多種多様な「におい」の物質（約40万種あると言われている。）に対応することが可能である。
- ◆においの相加・相乗等の効果を評価できる。
- ◆嗅覚を利用することで、「におい」の程度が、イメージしやすい。
- ◆住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい。
- ◆国際的に実施されている方法である。

コラム・2

臭気指数制度の基礎知識

臭気指数（臭気指数は臭気の強さを表す数値です）

：資料を臭気が感じなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた数値。つまり、

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

嗅覚測定法

：ひとの鼻を用いて臭気を測定する方法。公定法として3つの袋から臭気の入った袋一つを当てるという三点比較式臭袋法が採用されている。

臭気判定士

：臭気指数の測定については、自治体職員自ら測定することが困難な場合は臭気判定士へ委託することができる。



臭気の判定試験風景

コラム・3

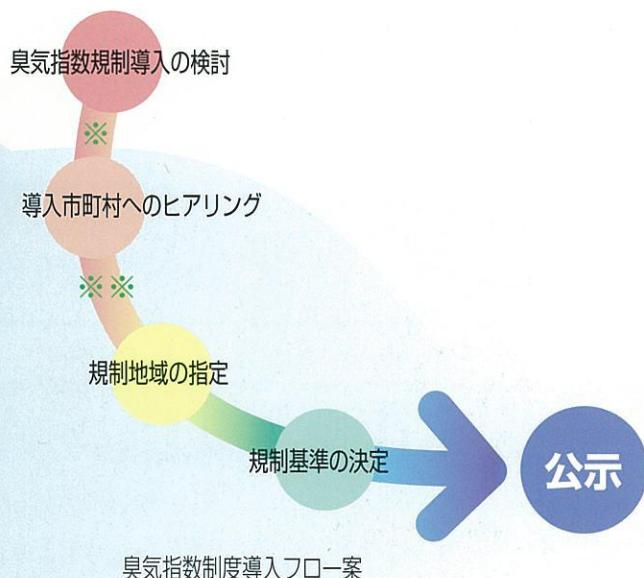
臭気指数制度導入のトレンド

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応するための切り札として平成7年に悪臭防止法に導入され、平成12年に全ての規制基準が定められたという、比較的新しい規制手法。平成12年にはさらに、法律改正により臭気指数測定体制が整備され、臭気指数規制導入についての解説書（ガイドライン）も策定されるなど、規制導入の体制が整った。

これらの体制整備を受け、東京都の全市町村による平成14年7月の臭気指数規制の全面導入を初めとして、全国の多くの自治体が臭気指数規制を導入することは確実で、近い将来には臭気指数規制が主流となると予想される。また、嗅覚を用いた臭気の測定法は世界的にも広く採用されている。

臭気指数制度を導入しましょう

臭気指数規制の導入のプロセスは、特定悪臭物質による規制の場合と基本的に同じです。つまり、都道府県知事等が市町村の意向を把握した上で、規制地域の指定や規制基準の設定を行い、これを公示することになります。（その際、必要に応じて右図の※または※※の段階に実態調査等を行う場合もあります。）なお、特定悪臭物質による規制地域について、これに代えて臭気指数規制を導入する場合、従来の規制基準と同じレベルの規制基準を臭気指数で採用することもできます。



コラム・4

臭気指数制度導入についてのQ & A

Q 臭気指数規制を導入した場合、飲食店等のサービス業から排出される臭気についても規制基準を超過する可能性があるが、このような小規模事業場への対策は。

A 小規模事業者は一般的に資金的な余裕がない場合が多いが、原材料及び工程の変更、排気方法の変更、適切な維持管理及び比較的安価な脱臭技術の導入などにより悪臭苦情への対処が可能な場合がほとんどで、必ずしも高額な設備の導入が必要とは限らない。また、小規模事業者対策としては、融資の斡旋、技術的援助等の支援措置の実施や改善措置の段階的な実施など、各事業場の特性に配慮した、「悪臭苦情の解決」を目標とした総合的な対策を行うことが極めて重要である。

Q 人の感覚を用いる測定方法の精度は十分確保されているのか。

A 多くの悪臭物質が混ざった複合臭に対しては、機器による測定よりも、人の嗅覚を用いる嗅覚測定法のほうが苦情実態により合致した結果を得られる。また、法律で採用されている嗅覚測定の測定精度については、機器分析と同等またはそれ以上の精度が得られることがわかっている。

さらに、環境省では、自治体職員を対象とした技術研修や精度管理マニュアルの策定などにより、嗅覚測定法のより一層の信頼性の向上を図っている。

●このパンフレットに関するご意見やお問い合わせ先

環境省環境管理局大気生活環境室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL : 03-3581-3351 (代表) [内線 6545]

FAX : 03-3593-1049

email: odor@env.go.jp

(古紙配合率100%再生紙を使用しています。)